

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
<p>1. 予 算 案</p> <p>2. 条 例 案</p> <p>    一部改正</p> <p>    廃 止</p> <p>3. そ の 他</p>	<p>3</p> <p>10</p> <p>8</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利の放棄 1</li> <li>・専決処分の承認 1</li> </ul> <p>〕</p>	
<p>計</p>	<p>15</p>	
<p>報 告</p> <p>決算認定について</p>	<p>17</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越計算書 12</li> <li>・専決処分の報告 2</li> <li>・出資法人経営状況 1</li> <li>・健全化判断比率 1</li> <li>・資金不足比率 1</li> </ul> <p>〕</p> <p>1</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計及び24特別会計</li> </ul> <p>〕</p>	

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案 件 名	備 考								
議案第1号	平成22年度千葉県一般会計補正予算(第3号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="391 313 1109 414"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,535,166</td> <td>14,526</td> <td>1,549,692</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	1,535,166	14,526	1,549,692	補正額 14,526 百万円		
現計予算額	補正額	補正後								
1,535,166	14,526	1,549,692								
議案第2号	平成22年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算(第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="391 571 1109 672"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,619</td> <td>2,200</td> <td>3,819</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	1,619	2,200	3,819	補正額 2,200 百万円		
現計予算額	補正額	補正後								
1,619	2,200	3,819								
議案第3号	平成22年度千葉県特別会計土地造成整備事業会計補正予算(第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="391 851 1109 952"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>20,267</td> <td>247</td> <td>20,514</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益的支出	20,267	247	20,514	補正額 収益的支出 247 百万円
	現計予算額	補正額	補正後							
収益的支出	20,267	247	20,514							

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第4号	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>人事院規則（職員の育児休業等）の一部改正（平成22年3月15日公布）により、国家公務員において育児休業等の取得要件が緩和されたことから、本県でも同様の取扱いをしようとするもの</p> <p>《改正内容》 〓 0歳から2歳までの子を養育する場合に取得できる。          育児休業の取得は、一人の子について原則1回限りであるところ、例外的に2回目の育児休業を取得できる場合の要件を次のとおり緩和することとする。</p> <p>(改正前)</p> <p>(改正後)</p> <p>※ 育児短時間勤務制度についても同様の改正を行う。          〓 0歳から小学校入学前までの子を養育する場合に取得できる。</p> <p>《施行期日》          公布の日</p>	<p>育児休業等の取得要件に係る改正</p>

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考								
議案第5号	<p>法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <p>都市基盤・防災及び福祉・医療施設の整備等の一層の推進に要する費用に充てるため、法人県民税（法人税割）の超過課税の適用期限を5年間延長しようとするもの</p> <p>1. 期 間</p> <p>(現 行) 平成22年10月31日までに終了する各事業年度分</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後) 平成27年10月31日までに終了する各事業年度分</p> <p>2. 税 率 100分の5.8 (税率水準に変更はなし)</p> <table border="1" data-bbox="379 902 1118 1099"> <thead> <tr> <th>標準税率</th> <th>超過課税 税 率</th> <th>引上げ幅</th> <th>増収見込額 (H22年度当初 予算ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0%</td> <td style="border: 2px solid black;">5.8%</td> <td>+0.8%</td> <td>約21億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中小法人に対する軽減措置 (税率5.0%) は継続</p> <p>《施行期日》 公布の日</p>	標準税率	超過課税 税 率	引上げ幅	増収見込額 (H22年度当初 予算ベース)	5.0%	5.8%	+0.8%	約21億円	法人県民税 (法人税割) の超過課税の延長
標準税率	超過課税 税 率	引上げ幅	増収見込額 (H22年度当初 予算ベース)							
5.0%	5.8%	+0.8%	約21億円							

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考								
議案第6号	<p>千葉県高校生等修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <p>平成21年度に、国の交付金を受け設置した千葉県高校生等修学支援臨時特例基金について、国の制度改正により、私立高校の入学料軽減のための費用に充てることが可能になったことから、基金を活用して行う事業を拡充しようとするもの</p> <p>[基金の対象事業]</p> <table border="1" data-bbox="386 667 1129 828"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 私立高校授業料減免事業</td> <td>1. 私立高校授業料減免事業</td> </tr> <tr> <td>2. 奨学金貸付事業</td> <td>2. 私立高校入学料軽減事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 奨学金貸付事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>《施行期日》 公布の日</p>	改正前	改正後	1. 私立高校授業料減免事業	1. 私立高校授業料減免事業	2. 奨学金貸付事業	2. 私立高校入学料軽減事業		3. 奨学金貸付事業	基金対象事業の追加
改正前	改正後									
1. 私立高校授業料減免事業	1. 私立高校授業料減免事業									
2. 奨学金貸付事業	2. 私立高校入学料軽減事業									
	3. 奨学金貸付事業									

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第7号	<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <p>大気汚染防止法の一部改正（平成22年5月10日公布）により、条項の追加が行われたことに伴い、条例で引用する条項に移動があったため、規定の整備を行うもの</p> <p>⇒ <u>条例内容の変更はなし</u></p> <p>《施行期日》 公布の日</p>	法律の改正に伴う規定の整備

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																																							
議案第8号	<p>水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <p>1 水質汚濁防止法に基づく「排水基準を定める省令」の一部を改正する省令の一部改正（平成22年6月1日公布）に伴い、ふっ素及びその化合物に係る排水基準が強化されたことから、規定の整備を行う。</p> <p>(1) 非鉄金属製錬・精製業については、省令の暫定排水基準が適用される業種でなくなった。</p> <p>⇒<u>条例の上乗せ基準を廃止する。</u> (省令の一律排水基準が適用される。)</p> <p>(2) ほうろう鉄器製造業等については、省令の暫定排水基準が強化され、これに対応する条例の上乗せ基準と同一の基準となった。</p> <p>⇒<u>条例の上乗せ基準を廃止する。</u> (省令の暫定排水基準が適用される。)</p> <p>[ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準の改正前後] (単位:mg/L)</p> <table border="1" data-bbox="416 1115 1050 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="2">非鉄金属製錬・精製業</th> <th colspan="2">ほうろう鉄器製造業等</th> </tr> <tr> <th>前</th> <th>後</th> <th>前</th> <th>後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水水域 (海域以外)</td> <td colspan="2">※1</td> <td colspan="2">※2</td> </tr> <tr> <td>省令一律排水基準</td> <td colspan="2">○8</td> <td colspan="2">8</td> </tr> <tr> <td>改正前後</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td>省令暫定排水基準</td> <td>11</td> <td>廃止</td> <td>25</td> <td>○15</td> </tr> <tr> <td>条例上乗せ基準</td> <td>10</td> <td>廃止</td> <td>15</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>改正後の対応</td> <td colspan="4">省令による規制に移行 (上乗せ廃止)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・○が適用される基準となる。 ・数字が小さいほうが厳しい規制（同じ場合は省令優先） ※1 30 m<sup>3</sup>/日以上を排出する場合 ※2 10 m<sup>3</sup>/日以上30 m<sup>3</sup>/日未満を印旛沼・手賀沼流域に排出する場合</p> <p>2 水質汚濁防止法の一部改正（平成22年5月10日公布）により、条項の追加が行われたことに伴い、条例で引用する条項に移動があったため、規定の整備を行うもの</p> <p>⇒ <u>条例内容の変更はなし</u></p> <p>《施行期日》 1については公布の日、2については法の施行の日</p>	対象業種	非鉄金属製錬・精製業		ほうろう鉄器製造業等		前	後	前	後	排水水域 (海域以外)	※1		※2		省令一律排水基準	○8		8		改正前後	前	後	前	後	省令暫定排水基準	11	廃止	25	○15	条例上乗せ基準	10	廃止	15	廃止	改正後の対応	省令による規制に移行 (上乗せ廃止)				<p>法律及び省令の改正に伴う規定の整備</p> <p>[排水基準を定める省令概要] 全国一律の排水基準を定めるとともに、これをただちに遵守することが困難な特定の業種について暫定的に適用される基準を定めている(条例では必要に応じ、省令の上乗せ基準を定めている。)</p>
対象業種	非鉄金属製錬・精製業		ほうろう鉄器製造業等																																						
	前	後	前	後																																					
排水水域 (海域以外)	※1		※2																																						
省令一律排水基準	○8		8																																						
改正前後	前	後	前	後																																					
省令暫定排水基準	11	廃止	25	○15																																					
条例上乗せ基準	10	廃止	15	廃止																																					
改正後の対応	省令による規制に移行 (上乗せ廃止)																																								

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第9号	<p>千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <p>これまで本条例で「出会い喫茶等営業」(※1)を規制してきたところ、風営法施行令の一部改正(平成22年7月9日公布)により、当該営業が風営法の「店舗型性風俗特殊営業」に位置付けられたことから、条例中の関係規定(※2)を削除するもの</p> <p>※1 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の交際を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗に入場させた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(電話異性紹介営業を除く。)をいう。</p> <p>※2 「出会い喫茶等営業」に関する条例中の主な規定</p> <p>(1) 営業の届出</p> <p>(2) 禁止行為(青少年の入場禁止等)</p> <p>(3) 条例に違反した場合の営業停止命令及び罰則</p> <p>⇒ <u>今後は風営法により同様の規制がされることになる。</u></p> <p>《施行期日》</p> <p>平成23年1月1日</p>	<p>風営法施行令の改正に伴う規定の整備</p>



平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																															
議案第10号	<p>千葉県奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>経済的理由により修学が困難な高校生等が利用しやすい奨学金制度とするため、奨学資金の統合及び簡素化を図るほか、貸付額選択制を導入することで、修学支援体制を整備・拡充しようとするもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 奨学資金の統合</p> <p>(1) 資金種類 第一種（国公立対象）及び第二種（国公立・私立対象）を統合する。（第二種は日本学生支援機構から移管されたもの）</p> <p>(2) 成績要件 第一種奨学資金（本県の従来からの奨学金制度）を継承し、成績要件は設けないこととする。</p> <p>2. 貸付額（月額）選択制の導入</p> <p>(改正前)</p> <table border="1" data-bbox="391 1052 1069 1355"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>通学方法等</th> <th>貸付月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国 公 立</td> <td rowspan="2">自宅通学</td> <td>一種</td> <td rowspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td>二種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自宅外通学</td> <td>一種</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>二種</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私 立</td> <td>自宅通学</td> <td colspan="2">30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td colspan="2">35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="391 1433 1069 1736"> <thead> <tr> <th>通学方法</th> <th>貸付月額（以下から選択）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自宅通学</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円（私立のみ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外通学</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>35,000円（私立のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他所要の規定整備を行う。</p> <p>《施行期日等》</p> <p>1 平成23年4月1日（3については公布の日）</p> <p>2 所要の経過措置を設ける。</p>			通学方法等	貸付月額	国 公 立	自宅通学	一種	18,000円	二種	自宅外通学	一種	18,000円	二種	23,000円	私 立	自宅通学	30,000円		自宅外通学	35,000円		通学方法	貸付月額（以下から選択）	自宅通学	10,000円	20,000円	30,000円（私立のみ）	自宅外通学	15,000円	25,000円	35,000円（私立のみ）	<p>奨学資金貸付制度の見直しに伴う条例の改正</p>
		通学方法等	貸付月額																														
国 公 立	自宅通学	一種	18,000円																														
		二種																															
	自宅外通学	一種	18,000円																														
		二種	23,000円																														
私 立	自宅通学	30,000円																															
	自宅外通学	35,000円																															
通学方法	貸付月額（以下から選択）																																
自宅通学	10,000円																																
	20,000円																																
	30,000円（私立のみ）																																
自宅外通学	15,000円																																
	25,000円																																
	35,000円（私立のみ）																																

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第11号	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>風営法施行令の一部改正（平成22年7月9日公布）により、出会い喫茶等営業が法規制の対象となったことに伴い、施行条例において当該営業に係る営業禁止地域等を定めるもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>出会い喫茶等営業の業態はテレクラ（店舗型電話異性紹介営業）と類似していることから、営業及び広告・宣伝の禁止地域及び営業禁止時間について、テレクラと同一の規制を適用することとする。</p> <p>（1）都市計画法の商業地域（現に市街地化が進んでいる地域に限る。）以外の地域における営業及び広告・宣伝を禁止する。</p> <p>（2）午前1時から日の出時までの営業を禁止する。</p> <p>《施行期日》</p> <p>平成23年1月1日</p>	<p>風営法施行令の改正に伴う条例の改正</p>

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第12号	<p>千葉県立衛生短期大学設置管理条例を廃止する条例の制定について</p> <p>千葉県立保健医療大学の設置に伴う千葉県立衛生短期大学の入学生の募集の停止により、今年度が最後の入学生の卒業年度となったため、年度末に本大学を閉校しようとするもの</p> <p>《施行期日》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年4月1日</li> <li>2 所要の経過措置を設ける。</li> </ol>	千葉県立衛生短期大学の廃止

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第13号	<p>千葉県医療技術大学校設置管理条例を廃止する条例の制定について</p> <p>千葉県立保健医療大学の設置に伴う千葉県医療技術大学校の入学生の募集の停止により、今年度が最後の入学生の卒業年度となったため、年度末に本大学校を閉校しようとするもの</p> <p>《施行期日》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年4月1日</li> <li>2 所要の経過措置を設ける。</li> </ol>	千葉県医療技術大学校の廃止

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第14号	<p data-bbox="351 212 606 257">権利の放棄について</p> <p data-bbox="367 324 1157 481">民事再生手続き中の株式会社かずさアカデミアパーク（平成22年1月25日民事再生手続き開始を申立て）の再生計画案において、県が同社に対して有する次の債権のうち、弁済の免除を求められているものについて、権利を放棄するもの</p> <p data-bbox="359 571 590 616">《県が有する債権》</p> <p data-bbox="367 616 1157 817">                     (1) 貸付金1,639,000,000円及びこれに伴う約定利息金                      (2) 金銭債権787,907,798円(※)及びこれに伴う遅延損害金                      ※ 県が損失補償を行った債権を金融機関から買い取ったもの                      (3) 工事負担金4,464,733円                 </p> <p data-bbox="359 884 534 929">《放棄の時期》</p> <p data-bbox="367 929 1141 1019">                     裁判所による再生計画認可の決定がなされたとき                      (再生計画認可は債権者集会での再生計画案可決が前提となる)                 </p>	再生計画同意のための権利の放棄

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考						
議案第15号	<p data-bbox="343 212 821 257">専決処分の承認を求めることについて</p> <p data-bbox="367 313 1149 548">平成22年7月31日に市川市選挙区選出の千葉県議会議員が2名の欠員となり、公職選挙法第113条の規定による補欠選挙の期日が平成22年9月12日に決定したことから、平成22年度一般会計歳入歳出予算の補正について急施を要するものと認め、平成22年8月4日専決処分したので、議会の承認を求めるもの</p> <p data-bbox="917 582 1093 616">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="399 627 1125 728"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,535,036</td> <td>130</td> <td>1,535,166</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	1,535,036	130	1,535,166	<p data-bbox="1173 212 1484 291">平成22年度千葉県一般会計補正予算(第2号)</p>
現計予算額	補正額	補正後						
1,535,036	130	1,535,166						

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について 繰越額 44,020,958 千円	一般会計
報告第2号	事故繰越し繰越計算書について 繰越額 376,281 千円	一般会計
報告第3号	繰越明許費繰越計算書について 繰越額 1,080,236 千円	流域下水道事業
報告第4号	繰越明許費繰越計算書について 繰越額 143,728 千円	港湾整備事業
報告第5号	事故繰越し繰越計算書について 繰越額 39,658 千円	港湾整備事業
報告第6号	繰越明許費繰越計算書について 繰越額 4,216,663 千円	土地区画整理事業
報告第7号	事故繰越し繰越計算書について 繰越額 91,480 千円	土地区画整理事業
報告第8号	事業会計予算の繰越計算書について 繰越額 3,480,900 千円	上水道事業会計
報告第9号	事業会計予算の継続費繰越計算書について 繰越額 112,204 千円	上水道事業会計
報告第10号	事業会計予算の繰越計算書について 繰越額 4,826,676 千円	土地造成整備事業会計
報告第11号	事業会計予算の繰越計算書について 繰越額 736,636 千円	工業用水道事業会計
報告第12号	事業会計予算の繰越計算書について 繰越額 143,676 千円	病院事業会計

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第13号	専決処分の報告について 損害賠償額 3,287,611円 (26件) (内 容) 交通事故 1,757,457円 (10件) 管理瑕疵等 1,530,154円 (16件)	交通事故等による損害賠償に係る専決処分の報告
報告第14号	専決処分の報告について 請求金額 4,432,800円 (19件)	県営住宅明渡し請求並びに家賃等支払請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告



平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第15号	<p>県が出資又は債務を負担している法人の経営状況について</p> <p>報告法人数 18法人</p>	<p>地方自治法の規定による法人の経営状況の報告</p>
報告第16号	<p>健全化判断比率について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するもの</p> <p>1 実質赤字比率 … なし (早期健全化基準: 3.75%)</p> <p>2 連結実質赤字比率 … なし (早期健全化基準: 8.75%)</p> <p>3 実質公債費比率 … 11.4% (早期健全化基準: 25.0%)</p> <p>4 将来負担比率 … 222.0% (早期健全化基準: 400.0%)</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告</p> <p>※ 質問初日 (9月3日) に報告予定</p>
報告第17号	<p>資金不足比率について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するもの</p> <p>資金不足比率 … なし (経営健全化基準: 20.0%)</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告</p> <p>※ 質問初日 (9月3日) に報告予定</p>

平成22年9月 定例県議会 提出予定案件表

議案番号	案 件 名	備 考
	<p>決算認定について</p> <p>平成 21 年度千葉県一般会計歳入歳出決算及び平成 21 年度千葉県特別会計財政調整基金ほか23特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて認定に付すもの</p>	<p>※ 質問初日(9月3日)に認定に付す予定</p>